

(制度名 建築物環境衛生管理技術者試験)

(健康局生活衛生課)

1. 制度の概要

建築物環境衛生管理技術者試験を合格した者に、厚生労働大臣が建築物環境衛生管理技術者免状の交付をすることとされており、当該試験の試験委員の選任・解任、試験委員会の開催、試験幹事委員会の開催、試験問題の作成補助、試験会場の選定・契約等、合格通知の送付等の事務を行っている。

2. 指定、登録等の基準

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）

第九条の二（略）

2 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、申請者が、一般社団法人又は一般財団法人であつて、試験事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして厚生労働省令で定める要件に該当する者でなければ、第八条第三項の指定をしてはならない。

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）
（指定の要件）

第十九条の二 法第九条の二第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがないこと。
- 四 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
 - ロ 法第九条の三第二項の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

2 申請者が、法第九条の九の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるときは、法第八条第三項の指定を行わないものとする。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
財団法人ビル管理教育センター	昭和60年3月23日	東京都千代田区大手町1丁目6番1号	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第19条の2に規定する指定の要件に合致しており、当該業務を適切かつ適確に遂行できると認められるため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答 特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
13,900円	人件費 5,608円 庁費 1,505円 物件費 6,829円 合計 13,942円（手数料は端数処理したもの）

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成23年2月1日現在） 見直しの結果、特段の問題はないが、引き続き基準に沿った運用に努めることとする。

7. 政策評価

○公益法人関連事業評価書（平成18年3月）

<http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/houjin/dl/1-29.pdf>